

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高知市長 桑名 龍吾

市町村名 (市町村コード)	高知市 (392014)
地域名 (地域内農業集落名)	秦 (七ツ淵, 三谷, 愛宕山, 前里, 東秦泉寺, 中秦泉寺, 三園町, 西秦泉寺, 北秦泉寺, 宇津野, 加賀野井, 愛宕山南町, 秦南町集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・まとまった大面積の農地が無く、各々の圃場条件に適した四方竹や野菜等の作物が栽培されている。
- ・価格低迷や農業用資機材の高騰等によって農業収益が伸び悩んでいる。
- ・農業従事者の高齢化により労働力が不足しており、現状の経営体による経営規模拡大が困難なことから、新たな担い手の確保が重要課題となっている。
- ・イノシシ、ノウサギ、ハクビシン等の有害鳥獣による農作物被害が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・適地適作による収益確保、販路拡大、産地維持を図り、農業労働力の確保、後継者や新たな担い手の確保・育成に努める。
- ・狭地直し等の基盤整備を行うことで、作業効率を向上させ、経営規模の拡大、農家所得の向上を図る。
- ・有害鳥獣による農作物被害を防止するため、農業者個人や地域ぐるみでの鳥獣被害防止柵の設置などの対策を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積, 集約化の方針
・ 全集落の農地利用は, 地域内外からの新規就農希望者の受け入れや親元就農者を確保することで対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
・ 中山間地域においては狭小区画の農地が多く, 作業効率が悪い, 農地の集約化が難しい。そのため, 狭地直し等の基盤整備を行うことで, 作業効率を向上させ, 経営規模の拡大, 農家所得の向上につなげる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 高齢化等による農業従事者の減少が想定されるため, 新規就農者や親元就農者など地域における担い手を確保し, 地域農業の持続的な発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて, 必要な事項を選択し, 取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--